

1 5 インターネットにおける人権問題

(1) 現状と課題

情報通信、発信技術の進展により、インターネットは有益で利便性の高いメディアとして多くの人に利用されています。インターネットにより、情報収集やコミュニケーションの迅速性は、急激に向上しました。

しかし情報伝達の迅速さは、掲載された情報の修正、消去や急激な流出の防御などを困難にし、また、発信の匿名性を利用して誹謗中傷、差別など有害な情報発信、深刻な人権侵害が多数発生しています。さらに、インターネット版部落地名総鑑の出現や児童ポルノの流通による性的児童虐待が発生しています。

インターネットの広域性から、個人が世界に向け容易かつ瞬時に情報発信を行うことができることから、個人情報などの情報管理は個人のモラル教育や管理者の専門教育の強化など、より具体性が求められています。

スマートフォンの急増で、ネット依存も深刻化しています。ネット上の人間関係を優先し、現実の人間関係の遮断、ネットいじめ、児童虐待、育児放棄などの事例も発生しています。インターネットにより暴力、児童買春、児童ポルノなど子どもをとりまく犯罪も凶暴化、潜在化の傾向にあると考えられ、対策とともに啓発に取り組む必要があります。

(2) 施策の推進方針

- ① インターネットを利用するにあたってのモラルを向上させるために関係機関と連携して学校、家庭、地域、職場等で教育・啓発を推進します。
- ② インターネット上での人権侵害に対しては、関係機関と連携して対応できるシステムを構築します。また、特にいじめなど人命にかかわる可能性がある重大事案に対しては、解決に向けて被害者への対応や人権侵害に繋がる恐れのある情報の削除要請など、適切な処置をすみやかに行います。